

事 務 連 絡

令和2年 5月15日

幼児教育・保育施設入園児童保護者 様

古河市役所 福祉部 子ども福祉課

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市内幼児教育・保育施設の一斉登園自粛要請について
(登園自粛要請期間は予定通り)

古河市の幼児教育・保育行政につきましては、日頃より多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和2年5月14日に茨城県の新型コロナウイルスに関わる緊急事態宣言が解除されましたが、古河市としましては、縮小しつつある感染の傾向が、再度、拡大に転じないよう、幼児教育・保育施設の過密等を避けることを目的として、古河市の一斉登園自粛期間は、予定通り、下記の期間継続いたします。

なお、当初から古河市としましては、土曜日も含め、就労（在宅勤務含む）等家庭での保育困難事由がある方に対して、無理な休園を強制するものではないとお伝えしております。

幼児教育・保育施設自体は開園（又は預かり保育は実施）している状態ですので、幼児教育・保育施設での保育が必要な方につきましては、ご登園いただいて差し支えありません。

末尾となりましたが、登園自粛に努めていただいている皆様、幼児教育・保育施設・児童クラブ職員の皆様、医療機関関係の皆様、その他の業種であっても社会機能維持に努めていただいている皆様、全ての方に感謝申し上げますと共に、今しばらくのご協力をお願いいたします。

記

一斉登園自粛期間：令和2年4月13日（月）から令和2年5月31日（日）

※上記の期間中は引き続き、保育料日割り等の対応を行います。

※令和2年6月以降につきましては、方針が決定次第、改めてご連絡いたします。

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）